

# 食肉センター廃水処理施設運転管理業務公募説明書

- 業務名 令和8年度食肉センター廃水処理施設運転管理業務  
○ 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号 北九州市立食肉センター  
○ 業務履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

## 1 委託業務の範囲

(1) 食肉センターの廃水処理施設を適切に運転し、所定の浄化順序に従って適正に汚水の浄化を行うとともに管理棟・病畜棟の汚水槽の清掃及びセンター内の汚水排水管の清掃を行う。ただし、汚水原水から除去された固形物(肉片、脂肪片、血餅、胃腸内容物等)及び脱水汚泥(ケーキ)の搬出・焼却処理業務は除く。

(2) 施設及び機器類の保守・管理・清掃についての内容は次のとおり。

ア 廃水処理施設を適正に運転し、所定の浄化順序に従って適正に汚水の浄化を行う。

汚水、放流水、中水の水質管理及び測定については次のとおり行うこと。

### (ア) 水質管理

汚水及び中水の水質を次の基準内に保持すること。

項目	放流水	中水
P H (水素イオン濃度)	5. 0～9. 0	5. 8～8. 6
C O D (化学的酸素要求量)	200mg／リットル以下	
B O D (生物化学的酸素要求量)	200mg／リットル以下	10mg／リットル以下
S S (浮遊物質量)	200mg／リットル以下	5mg／リットル以下
油 分 (N-H e x 抽出物質)	30mg／リットル以下	5mg／リットル以下

### (イ) 測定

取水区分及び取水場所 測定しようとする水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。		水温	P H	透視度	C O D	B O D	S S	油分	残留塩素
汚水	調整ポンプ汚水計量計	各1回/日 午前・午後	各1回/日 午前・午後	各1回/日 午前・午後					
	揚水ポンプ汚水計量計								
	最終沈殿槽								
放 流 水					26回/年	26回/年	26回/年	26回/年	
流 入 水						1回/年	1回/年		
中水	中水計量槽	1回/日	1回/日	1回/日		1回/年	1回/年	1回/年	1回/日
	凝集沈殿槽								
	消毒槽								

この表において、日とは、開所日(日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く毎日)を、年とは、契約期間が1年に満たない場合、その契約期間をいう。

- イ 廃水処理施設及び施設内の機器類について隨時保守点検(一般的な工具類でできる軽微な修繕を含む)を行い、その維持管理に努める。
- ウ 廃水処理施設内の各種汚水貯留槽の定期清掃は、1年1回以上実施する。
- エ 控室、通路等及び管理棟・病畜棟の汚水槽の清掃は、適宜実施する。
- オ センター内の汚水排水管清掃は、契約期間内にセンター所長の指示に基づき4回実施する。なお、回収した汚水は、センターの廃水処理施設で処理するものとする。

## 2 勤務時間等

### (1) 勤務日及び勤務時間

下記(3)で定める休業日を除く開所日(以下「毎日」という。)について勤務する。

勤務時間は次のとおり。

- ・平日 7時30分～16時10分(休憩時間含む)
- ・土曜日 7時30分～12時10分

### (2) 勤務職員数 当該業務を滞りなく遂行できるように人員を配置する。

### (3) 休業日

日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日を休業日とする。ただし、所長が指定する日を除く。

### (4) 業務を実施する職員の資格等

- ・勤務する職員に、「産業廃棄物中間処理施設技術管理者」を1名以上置くこと。
- ・類似業務(動物性油脂や血液を含む廃水処理など)に精通又は経験があること。

## 3 作業上の注意事項

作業中は、受託者の指定する制服及びヘルメットを着用するとともに、作業中の事故防止に心掛けること。

## 4 報告書等の提出

- (1) 汚水の測定結果のほか施設の管理状況について毎日、センター所長に報告すること。
- (2) 廃水処理施設を善良に保守管理し、重大な瑕疵を発見したときは速やかに、センター所長に報告し、必要な指示を受けること。

## 5 消耗物品等の支給及び管理

- (1) 施設の運転に必要な薬品及び消耗物品等についてはセンターが支給する。
- (2) 支給を受けた薬品及び消耗物品等は適切に管理し、施設の運転に支障が出ないようにすること。

## 6 応募要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付されていること、及び有資格名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 7 手続き等

### (1) 契約担当課(問い合わせ先)

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号  
電話 093-521-0172

FAX 093-551-7855

担当 木原、川原

(2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、  
8時30分から16時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号  
を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、  
8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、(1) の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限まで  
に直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書の提  
出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなけれ  
ばならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該  
業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、  
書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由に  
について説明を求めることができる。